

令和 8 年度
高知市食育推進会議 資料

日時：令和 8 年 7 月 30 日（木）18：30～20：30
場所：総合あんしんセンター 3 階 大会議室

【目次】

高知市食育推進会議条例	1
高知市食育推進会議委員名簿	2
高知市食育推進委員会（庁内体制）	3
令和 7 年度 第 4 次高知市食育推進計画 食育推進のための取組 <進捗確認シート>	4
改正食育基本法 関係資料	25
第 5 次食育推進基本計画 概要	31
食育応援ネットワーク「高知市食育やるぞねっと」	39

高知市食育推進会議条例をここに公布する。

平成30年1月 1 日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市条例第4号

高知市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、高知市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、協議及び必要な調整を行う。

- (1) 法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画（以下「食育推進計画」という。）の作成に関する事項
- (2) 食育推進計画の実施の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 生産者又は事業者（法人その他の団体にあっては、その役職員等）
- (2) 医療又は保健団体関係者
- (3) 教育又は児童福祉関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 食育に関する施策の対象となる市民団体の役職員等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市食育推進会議 委員名簿

任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日

(敬称略)

分野	氏名	所属・職名	
生産者 事業者	さかもと なおき 坂本 尚紀	高知市農業協同組合 営農経済部 部長	
	たむら まさのり 田村 真範	株式会社サンプラザ 常務取締役	
医療・保健 関係者	ふない まもる 船井 守	一般社団法人 高知市医師会 会員	
	たおか たろう 田岡 太郎	一般社団法人 高知市歯科医師会 専務理事	
	にいや みち 新谷 美智	公益社団法人 高知県栄養士会 会長	
教育 児童福祉 関係者	みなくち ともひろ 水口 智裕	高知市民営保育所協議会園長会 会長 (五台山保育園長)	
	さかもと たくや 坂本 卓也	高知市立小中義務教育特別支援学校長会 (高須小学校長)	新任
	わだ ようこ 和田 陽子	高知商業高等学校 教諭	
	おがさわら ゆか 小笠原 由香	高知市社会福祉協議会 地域協働課 主幹	新任
学識経験者	みやもと えみ 宮本 恵美	高知学園大学 健康科学部管理栄養学科 学科長	
	すみだ ゆきこ 隅田 有公子	高知県立大学 健康栄養学部健康栄養学科 講師	新任
市民団体等	まさき みつひろ 正木 光広	高知市小中学校PTA連合会 会長	新任
	はまうず さちこ 濱渦 様子	高知市食生活改善推進協議会 会長	

以上 13 名

高知市食育推進委員会（庁内体制）

こども未来部	母子保健課
	保育幼稚園課
教育委員会	教育政策課
	学校教育課
文化観光スポーツ部	文化振興課
市民協働部	地域コミュニティ推進課
農林水産部	農林水産課
商工振興部	商業振興課
環境部	新エネルギー・環境政策課
健康福祉部	基幹型地域包括支援センター
	生活食品課
	健康増進課

【令和7年度】

第4次高知市食育推進計画 食育推進のための取組

＜進捗確認シート＞

(1)生涯を通じた健康なこころと身体のための食育

① 基本的な食習慣を身につけるための取組（計画冊子 P13～14）				主な関係課		
1 朝食からの1日の食事リズムを整える 2 主食・主菜・副菜のそろったバランスのとれた食事の実践 【方向性】 ・将来を見据え、子どもの頃から基本的な生活習慣を身につけ、朝食から始まる1日の食事リズムを整えること、栄養バランスに配慮した食事の必要性を保護者や若い世代を中心に働きかけます。 ・現在の食習慣が次の世代の健康につながることを意識し、基本的な食習慣を整えることの大切さをライフステージに応じて啓発を行います。 ・基本的な食習慣を身につけるための取組を支援します。 ・デジタルツールを活用し、朝食や主食・主菜・副菜のそろったバランスのとれた食事の必要性について情報発信を行います。				母子保健課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課 基幹型地域包括支援センター 健康増進課		
【目標(指標)】						
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)		
朝食をほとんど毎日食べる市民の割合		幼児 小学生 中学生 20～70 歳代	98.0% 92.5% 85.6% 84.3%	99% 95% 90% 87%		
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上、 ほぼ毎日食べている市民の割合		幼児保護者 20～30 歳代 20～70 歳代	45.5% 33.1% 48.7%	60% 40% 60%		
食に関する指導計画を作成している教育・保育施設の割合		教育・保育施設	90.7%	95%		
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>						
妊娠(胎児)期		乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
●基本的な食習慣を身につける機会をつくり出す						
●妊娠中の体調、経過に応じた、栄養バランスのとれた食事について助言します		●乳幼児期が基本的な生活習慣が確立する大切な時期であること、朝食からの1日の生活リズムについて啓発します ●栄養バランスのとれた食事をとることの大切さについて啓発します		●食品の栄養的な特徴や栄養バランスのとれた食事をとることの大切さについて啓発します ●早寝早起き朝ごはん、規則正しい生活リズムの大切さについて啓発します		●1日3食食べて、規則正しい生活を心がけることの大切さを啓発します ●栄養バランスのとれた食事をとることの必要性を啓発します
【取組内容】						
※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）						
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性(実施計画)	
	Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)		Do(実行) ◆実施計画に対する実績		Check※ (評価)	Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
母子保健課	・母子健康手帳発行時やパパママ教室で妊娠中の体調、経過に応じたバランスの取れた食事について助言する。 ・乳幼児健診、育児講座等で、乳幼児期が基本的な生活習慣が確立する大切な時期であること、朝食からの1日の生活リズムの確立について啓発する。		・母子健康手帳交付時面接 (アンケートに食事に関する項目を追加、新たに作成した資料の下、啓発開始) 面接実施数 1,659 件 面談実施率 100% ⇒計画通り実施 ・パパママ教室 実施回数 12 回 参加者数 187 人 教室での指導 実施率 100% ⇒計画通り実施 ・乳幼児健診 (集団指導で生活習慣の確立、生活リズムの確立について啓発) 3歳児健診受診者数 1,840 人 啓発実施率 100% ⇒計画通り実施 ・育児講座 ⇒未実施		C	・プレコンセプションケアの視点を含めた新婚夫婦に向けた食事アプローチを行う。 目標値：婚姻届・結婚新生活支援事業補助金申請者の 20% ・母子健康手帳交付面接時やパパママ教室において、妊娠中の体調、経過に応じたバランスのよい食事や、将来の家族の健康維持を見据えた食事の摂り方について啓発する。 母子健康手帳交付時面接実施数(実績値)、実施率(目標 100%) パパママ教室実施回数、参加者数(実績値)、栄養指導実施率(目標 100%) ・子育てアプリを用いて、妊娠期・子育て世帯への啓発を行う。 アプリ登録者数、生活習慣に関する配

		・子育てアプリで、妊婦向けに食事に関する啓発を開始(2 配信) 妊婦への食支援の拡充はできたが、育児講座において啓発ができなかった。		信数(目標5配信) ・乳幼児健診において、生活習慣の確立、生活リズムの確立について啓発を行う。 3歳児健診受診者数(実績値)啓発実施率(目標 100%)
保育幼稚園課	・園だより、給食室だより、ほけんだより等を通じて「朝食を食べること」「バランスよく食べること」の大切さを啓発する。	朝食を食べることについての啓発 食育メモ:4月号 給食室だより:6月号 バランスよく食べることについての啓発 食育メモ:8、12、2月号 給食室だより:8、11月号 ⇒計画通り実施	A	・機会を捉えて「朝食を食べること」「バランスよく食べること」の大切さを啓発する。
教育政策課	・学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒や保護者へ栄養バランスのとれた食事の大切さについて啓発する。 ・9年間の食に関する指導案や指導資料を活用し、学校において発達段階に応じた食に関する指導を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ規則正しい食生活について啓発する。	・学校給食を生きた教材として活用できる指導資料を作成。栄養バランスのとれた食事の大切さについて啓発を実施。 ・9年間の食に関する指導案や指導資料を冊子にまとめ全校へ配付し、活用について啓発。活用率は低い。 ・規則正しい食生活について、発達段階に応じた指導資料を作成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。 給食だより配付 年3回	B	・学校給食を生きた教材として活用していけるよう指導資料を作成し、食事の大切さについて啓発する。 ・9年間の食に関する指導案や指導資料などまとめた冊子を全学校において発達段階に応じた食に関する指導が実施できるよう啓発する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ規則正しい食生活について啓発する。
学校教育課	・学校教育の保健体育、家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動の時間等を活用し、食に関する指導を推進する。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・学校教育活動全体を通して、食に関する指導を全校で実施。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を実施。	A	・学校教育活動の中で食に関する指導を継続・推進する。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。
基幹型地域包括支援センター	・あらゆる機会を活用し、みんなで取り組む栄養改善活動の健康講座実施(年間20回以上) ・みんなで取り組む栄養改善活動パンフレット配布数(年間400枚以上)	・あなたに届け隊出前講座 「みんなで取り組む栄養改善」 11 回/年 各地域包括による啓発 68 回/年 ・栄養改善パンフレット配布数 410 枚	A	・地域のあらゆる機会を活用して 10 食品群チェックシートを用いた健康講座を実施し、啓発を継続する。高齢者の行動変容を促すため、3か月間の栄養改善活動への参加につなげ、地域包括とも連携をとり継続的な支援体制を整える。
健康増進課	・健康増進課が実施する女性健診の会場にて、健診受診者に対し、「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」の大切さを啓発する。 ・広聴広報課発信の「あなたに届け隊出前講座」において、健康講座を実施する。 ・高知市食生活改善推進協議会(ヘルスメイト)が実施する講習会等において、「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」の大切さを啓発する。	・女性健診及び女性健診結果説明会の全ての健診受診者に対して啓発を実施。 女性健診 4回 231 人 女性健診結果説明会 4回 25 人 ・申込のあった出前講座(生活習慣に関連するもの)全てで実施。 60 回 1,237 人 ⇒計画通り実施 ・ヘルスメイトが実施する講習会(郷土料理講習会を除く)において啓発を実施。 ⇒朝ごはん 15 地区/17 地区 ※88% バランス食 15 地区/17 地区 ※88% (参加者数:朝ごはん 202 人、バランス食 226 人)	B	・基本的な食習慣を整えること(「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」の大切さを啓発する。 ・女性健診の全受診者 ・出前講座(生活習慣に関連するもの)全て ・高知市食生活改善推進員(ヘルスメイト)が実施する講習会(郷土料理講習会を除く)において、「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」の大切さを啓発する。 目標:全地区(17 地区)

※広聴広報課発信の「あなたに届け隊出前講座」については、以下、「出前講座」とする。

② 生活習慣病を予防するための取組（計画冊子 P15～16）				主な関係課	
1 生活習慣病予防のための食生活と実践 2 かむことの大切さの推進				母子保健課 教育政策課 学校教育課 健康増進課	
【方向性】 ・健康づくりや生活習慣病の予防・疾病管理のために、適正体重の維持や減塩、バランスのよい食事、野菜の摂取、適正飲酒に気をつけた食生活について、青年・壮年期に対し、啓発を強化して行います。 ・生活習慣病予防に関する協議会などの関係機関との連携、協働により、市民の生活習慣の改善に向けた取組を進めていきます。 ・ゆっくりよくかんで食べることの効果について啓発を強化して行います。				食育推進委員所属課以外の関係課 保険医療課	
【目標(指標)】					
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上、ほぼ毎日食べている市民の割合		20～70 歳代	48.7%	60%	
ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた取組をしている市民の割合		20～70 歳代	76.9%	80%	
ゆっくりよくかんで食べる市民の割合		20～70 歳代	37.6%	45%	
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊娠(胎児)期		乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)
●妊娠期の適切な体重増加や妊婦のやせによる胎児の低栄養が将来の生活習慣病に影響することについて啓発します		●栄養バランスのとれた食事をとることの大切さについて啓発します ●ゆっくりよくかんで食べることの大切さについて啓発します	●学童・思春期の生活習慣が壮年期の生活習慣病につながることにについて啓発します ●栄養バランスのとれた食事をとることの大切さについて啓発します ●ゆっくりよくかんで食べることの大切さについて啓発します	●市民が自分の健康状態を知ることで、生活習慣病の発症・重症化を予防できるよう啓発をすすめます ●栄養バランスのとれた食事とこと、減塩、野菜の摂取の必要性、適正飲酒などについて啓発します ●ゆっくりよくかんで食べることが、肥満を防ぎ、生活習慣病の予防につながることを啓発します	●栄養バランスのとれた食事をとること、減塩、野菜の摂取などについて啓発します ●よくかんで食べることが全身の健康維持につながることを啓発します
【取組内容】				※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）	
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性(実施計画)
	Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)		Do(実行) ◆実施計画に対する実績	Check※ (評価)	Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
母子保健課	・母子健康手帳交付時やパパママ教室で、妊娠期の適切な体重増加や妊産婦のやせによる低栄養が将来の生活習慣病に影響することについて啓発する。 ・離乳食教室や幼児健診で栄養バランスの取れた食事をとることの大切さ、ゆっくりよくかんで食べることの大切さについて啓発する。		・母子健康手帳交付時面接 (使用教材を更新し保健指導実施) 面接実施数 1,659 件、実施率 100% ⇒計画通り実施 ・パパママ教室 実施回数 12 回 参加者数 187 人 教室での指導 実施率 100% ⇒計画通り実施 ・離乳食教室(18 回 209 組) 育児講座(3 回 10 組) ⇒計画通り実施 ・前歯のかじりとりを啓発する人形劇を1歳6か月児健診等で開始(R7.10～) ・1歳6か月児健診 275 名(17.0%)、 ・地域子育て支援センター 2 か所 13 名) ・子育てアプリで、妊婦向けの食事に関する啓発を開始(2 配信)	A	・プレコンセプションケアの視点を含めた新婚夫婦に向け食事アプローチを行う。 目標値:婚姻届・結婚新生活支援事業補助金申請者の 20% ・母子健康手帳交付時に妊娠期の適切な体重増加や妊産婦のやせによる低栄養が将来の生活習慣病に影響することについて、パパママ教室では、将来の家族の健康維持を見据えた食事のとり方について啓発を行う。 母子健康手帳交付時面接実施数(実績値)、実施率(目標 100%) パパママ教室実施回数、参加者数(実績値)、栄養指導実施率(目標 100%) ・子育てアプリを用いて、妊娠期・子育て世帯への啓発を行う。 アプリ登録者数、生活習慣に関する配信数(目標5配信) ・離乳食教室や幼児健診等においてバランスのとれた食事をとることや、ゆっくり噛んで食べることの大切さを啓発する。 人形劇による啓発(目標) 実施率 1歳6か月児健診 60% 地域子育て支援センター等 5 か所

教育政策課	・学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒や保護者へ栄養バランスのとれた食事の大切さについて啓発する。 ・9年間の食に関する指導案や指導資料を活用し、学校において発達段階に応じた食に関する指導を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へよくかんで食べることの大切さについて啓発する。	・学校給食を生きた教材として活用できる指導資料を作成。栄養バランスのとれた食事の大切さについて啓発を実施。 ・9年間の食に関する指導案や指導資料を冊子にまとめ全校へ配付し、活用について啓発。活用率は低い。 ・よくかんで食べることの大切さについて、発達段階に応じた指導資料を作成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。給食だより配付 年3回	B	・学校給食を生きた教材として活用していけるよう指導資料を作成し、食事の大切さについて啓発する。 ・9年間の食に関する指導案や指導資料などまとめた冊子を全学校において発達段階に応じた食に関する指導が実施できるよう啓発する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へよくかんで食べることの大切さについて啓発する。
学校教育課	・学校教育の保健体育、家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動の時間等を活用し、食に関する指導を推進する。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・学校教育活動全体を通して、食に関する指導を全校で実施。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を実施。	A	・学校教育活動の中で食に関する指導を継続・推進する。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。
健康増進課	・出前講座において、健康講座を実施する。 ・女性健診において、健診結果を返す際に説明会を開催し、健康増進や生活習慣病の発症・重症化予防の講座を行う。 ・いきいき健康チャレンジPRイベント等、量販店に出向き、相談および啓発を実施する。 ・いきいき健康チャレンジ関連イベントにおいて、関係団体と連携して、健康増進の観点から栄養バランスやゆっくりよく噛んで食べる重要性、適正体重について普及・啓発を行う。 ・生活習慣病予防に関する協議会において、生活習慣病の予防を推進するため、関係機関と具体的な方策について協議し、啓発活動や環境づくり等の取組につなげる。 ・高知市食生活改善推進協議会（ヘルスメイト）が実施する講習会等において、「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」「ゆっくりよくかんで食べること」の大切さを啓発する。	・申込のあった健康講座（生活習慣に関連するもの）全てで実施。 60回 1,237人 ・女性健診及び女性健診結果説明会の全ての健診受診者に対して実施。 女性健診 4回 231人 女性健診結果説明会 4回 25人 ・いきいき健康チャレンジ関連イベントや量販店での健康づくりイベント等で、関係団体と連携して相談および啓発を実施。 ⇒計画通り実施 ・生活習慣病予防に関する協議会において、働き盛り世代の健康づくり、アルコール健康障害対策、糖尿病発症・重症化予防の取組など、第三期高知市健康づくり計画の数値目標達成に向けた取組について協議（年2回）。 ⇒計画通り実施 ・ヘルスメイトが実施する講習会（郷土料理講習会を除く）において啓発を実施。 ⇒朝ごはん 15地区/17地区 ※88% バランス食 15地区/17地区 ※88% 低栄養予防 14地区/17地区 ※82% （参加者数：朝ごはん 202人、バランス食 226人、低栄養予防 221人）	B	・健康づくりや生活習慣病の発症・重症化予防のため、「適正体重の維持」、「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」、「ゆっくりよくかんで食べること」等を啓発する。 ・女性健診の全受診者 ・出前講座（生活習慣に関連するもの）全て ・いきいき健康チャレンジ関連イベントや量販店での健康づくりイベント ・地域・職域連携の取組を通じた働く世代（青年期・壮年期） ・生活習慣病予防に関する協議会において、生活習慣病の予防を推進するため、関係機関と具体的な方策について協議し、啓発活動や環境づくり等の取組につなげる。 ・高知市食生活改善推進員（ヘルスメイト）が実施する講習会（郷土料理講習会を除く）において、「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」「ゆっくりよくかんで食べること」の大切さを啓発する。 目標：全地区（17地区）
保険医療課	・40～74歳の高知市国保被保険者にメタボリックシンドローム（通称：メタボ・内臓脂肪症候群）をはじめとする生活習慣病の早期発見・早期予防を目的とした健診・保健指導を実施する。 ・39歳の高知市国保被保険者にメタボリックシンドローム（通称：メタボ・内臓脂肪症候群）をはじめとする生活習慣病の早期発見・早期予防を目的とした健診・保健指導を実施する。	- 保健指導の中で食事のバランス、減塩、野菜の摂取、よく噛むこと等生活習慣病予防につながる食生活のアドバイスを実施。 - 年度末年齢 39 歳の対象者に通知し、健診・保健指導を実施。 ・若年者健診受診者数 R7年度 53人（R6年度 62人） ※前年度比 85.48%	B	・40～74歳の高知市国保被保険者にメタボリックシンドローム（通称：メタボ・内臓脂肪症候群）をはじめとする生活習慣病の予防及び早期発見を目的とした健診・保健指導を実施する。 ・39歳の高知市国保被保険者にメタボリックシンドローム（通称：メタボ・内臓脂肪症候群）をはじめとする生活習慣病の予防及び早期発見を目的とした健診・保健指導を実施する。

③ 低栄養を予防するための取組（計画冊子 P17～18）				主な関係課	
1 女性の低栄養予防 2 高齢期の低栄養予防 【方向性】 ・低栄養が及ぼす健康影響について正しい情報の発信を行います。 ・若い女性の低栄養が、次世代の健康状態に影響を及ぼすことについて啓発を行っていきます。 ・高齢期に向けて壮年期へも、低栄養を予防するための食生活について啓発を行っていきます。 ・介護予防活動の場を活用し、高齢期の低栄養予防について普及啓発や10食品群チェックシート*を活用した栄養改善活動を行います。				母子保健課 教育政策課 学校教育課 基幹型地域包括支援センター 健康増進課	
【目標(指標)】					
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)	
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日に2回以上、 ほぼ毎日食べている市民の割合		20～30 歳代 (女性)	36.7%	45%	
		20～70 歳代	48.7%	60%	
朝食をほとんど毎日食べる市民の割合		20～30 歳代 (女性)	74.5%	77%	
		20～70 歳代	84.3%	87%	
ほぼ毎日、肉類を食べている市民の割合		60～70 歳代	42.2%	50%	
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊娠(胎児)期	乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
●妊婦のやせによる胎児の低栄養が将来の生活習慣病に影響することについて啓発します		●過度のダイエットが身体に及ぼす影響や標準体重の維持、朝食摂取、栄養バランスのとれた食事をとることについて啓発します	●標準体重の維持、朝食摂取、栄養バランスのとれた食事をとることの必要性などについて啓発します	●栄養バランスのとれた食事をとることの必要性について啓発します ●高齢期を見据えた低栄養予防について、正しい知識の普及や情報提供を行います	●高齢期の低栄養予防について、正しい知識を普及します ●10食品群チェックシートを用いての栄養改善講座を実施します
【取組内容】				※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）	
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画	令和7年度 取組状況		次年度の方向性(実施計画)	
	Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)	Do(実行) ◆実施計画に対する実績	Check※ (評価)	Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容	
母子保健課	・母子健康手帳交付時、パパママ教室で、妊婦のやせによる胎児の低栄養が将来の生活習慣病に影響することについて啓発する。	・母子健康手帳交付時面接で実施。 面接実施数 1,659 件 面談実施率 100% ⇒計画通り実施 パパママ教室(助産師による講義) 実施回数 12 回 参加者数 187 人 教室での指導 実施率 100%) ⇒計画通り実施	A	・プレコンセプションケアの視点を含めた新婚夫婦に向け食事アプローチを開始する。 目標値: 婚姻届・結婚新生活支援事業補助金申請者の 20% ・母子健康手帳交付時に妊娠期の適切な体重増加や妊産婦のやせによる低栄養が将来の生活習慣病に影響することについて、パパママ教室では、将来の家族の健康維持を見据えた食事のとり方について啓発を行う。 母子健康手帳交付時面接実施数(実績値)、実施率(目標 100%) パパママ教室実施回数、参加者数(実績値)、栄養指導実施率(目標 100%)	
教育政策課	・学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒や保護者へ栄養バランスのとれた食事の大切さについて啓発する。 ・教科や特別活動の時間において、食育の視点を取り入れた食に関する指導を実施する。	・学校給食を生きた教材として活用できる指導資料を作成。栄養バランスのとれた食事の大切さについて啓発を実施。 ・学校では、食に関する指導の全体計画に沿って、教科や特別活動の時間において、食育の視点を取り入れた食に関する指導を実施。	A	・学校給食を生きた教材として活用していけるよう指導資料を作成し、食事の大切さについて啓発する。 ・教科や特別活動の時間において、食育の視点を取り入れた食に関する指導を実施する。	

学校教育課	・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を実施。	A	・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。
基幹型地域包括支援センター	・地域のいきいき百歳体操会場等の通いの場にて栄養改善活動の実施 年間25会場 (目標:3か月の栄養改善活動終了後に食品摂取の多様性得点7点以上の人の割合 60%以上、たくさんの食品を摂るよう気がけるようになった人の割合 80%以上)	・3か月の栄養改善活動 ⇒26 会場/年 ・修了後評価 【3月末で3か月間プログラムが終了している 18 会場の評価】 ⇒食品摂取の多様性得点7点以上の人の割合:66.9% ⇒たくさんの食品を摂るよう気がけるようになった人の割合:92.7%	A	・いきいき百歳体操と栄養改善活動を一体的に実施することで、介護予防の推進を強化するとともに、低栄養予防の重要性の周知を図り、栄養改善への参加促進を継続する。
健康増進課	・健康増進課が実施する女性健診の会場にて、健診受診者に対し、「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」の大切さを啓発する。 ・女性健診において、健診や結果説明会の際に、適正体重・貧血予防の啓発や保健指導を実施する。 ・出前講座において、健康講座を実施する。 ・高知市食生活改善推進協議会(ヘルスメイト)が実施する講習会において、「高齢期の低栄養予防」をテーマとした講習会を実施し、「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」の大切さを啓発する。	・女性健診及び女性健診結果説明会の全ての健診受診者に対して実施。 女性健診 4回 231人 女性健診結果説明会 4回 25人 ※結果説明会では、適正体重・貧血予防の啓発や保健指導も実施 ・申込のあった健康講座(生活習慣に関連するもの)全てで実施 60回 1,237人 ⇒計画通り実施 ・高知市食生活改善推進協議会(ヘルスメイト)が女性健診会場で啓発 女性健診4回全てで実施 187人 ・ヘルスメイトが活動地区において「高齢期の低栄養予防」をテーマとした講習会を実施。 ⇒低栄養予防 14 地区/17 地区 ※82% (参加者数: 221 人)	B	・栄養状態が健康に及ぼす影響を伝えるとともに、「朝食を食べること」「主食・主菜・副菜をそろえて食べること」について啓発する。 ・女性健診の全受診者 ・出前講座(生活習慣に関連するもの)全て ・いきいき健康チャレンジ関連イベントや量販店での健康づくりイベント ・高知市食生活改善推進員(ヘルスメイト)による啓発を女性健診会場で実施する。 ・ヘルスメイトが「高齢期の低栄養予防」をテーマとした講習会を実施する。 目標:全地区(17地区)

④ 歯と口の健康のための取組（計画冊子 P19～20）			主な関係課		
1 歯科疾患の予防 2 口腔機能の獲得・維持・向上 【方向性】 ・歯肉炎予防の観点からも、幼児期、学童期からよくかんで食べること、口呼吸等の悪習慣を改善することの必要性の啓発を行います。 ・「かかりつけ歯科医」を持ち、1年に1回以上歯科受診することの啓発を継続して行います。 ・幼児期・学童期を中心に、口の機能や口呼吸改善のために、ぶくぶくがいの習慣化や口の体操を普及します。 ・口腔機能の獲得のために、子どもの口の発達に応じた食べ方の啓発や、教育・保育施設等の関係職員への働きかけを行います。 ・よくかんで食べることが、歯・口の健康や生活習慣病予防と関係することの啓発を継続して行います。 ・何でもかんで食べられる口腔機能の維持、向上のため、壮年期からオーラルフレイル*予防を啓発します。			母子保健課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課 基幹型地域包括支援センター 健康増進課		
【目標(指標)】					
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)	
ゆつくりよくかんで食べる市民の割合		20～70 歳代	37.6%	45%	
歯肉炎になっていない小中学生の割合		小学生 中学生	77.6% 72.2% (R4年度値)	81% 75%	
定期的に歯科医院を受診している市民の割合		20～70 歳代	42.7%	45%	
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊娠(胎児)期	乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
●妊娠中の歯周病予防の必要性について啓発します	●乳児期に発達段階に応じた食べ方、口腔機能を獲得することの重要性について啓発します ●幼児期から前歯でのかじりと、奥歯でよくかんで食べること、ぶくぶくがいの大切さについて啓発します ●口の機能や口呼吸改善のために、口の体操の普及に取り組みます ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科受診の働きかけを行います	●学童・思春期の歯肉炎を予防するため、健康教育を実施し、口や歯の衛生習慣の確立、よくかんで食べること、口呼吸予防について啓発します ●かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科受診の働きかけを行います	●かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科受診の働きかけを行います ●マスク生活による口の衰えについての周知と、よくかんで食べること、口腔機能の維持・向上の必要性を啓発します	●かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科受診の働きかけを行います ●オーラルフレイル予防の大切さについて啓発します	
※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）					
【取組内容】					
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画 Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)	令和7年度 取組状況 Do(実行) ◆実施計画に対する実績		Check※ (評価)	次年度の方向性(実施計画) Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
	母子保健課	・パパママ教室(12 回 187 組) ⇒計画通り実施 事業だけでなく広く啓発が必要 ・離乳食教室(18 回 209 組) 育児講座(21 回 139 組) 子育て相談はぐくみ(12 回 53 組) ⇒計画通り実施 事業だけでなく広く啓発が必要 ・1歳6 か月児健診:全員にチラシ配布 ・3 歳児健診で、お口ぽかん、あいうべ体操についてポスター、チラシ等での啓発開始 ⇒概ね計画どおり実施 うがいについては令和8年度より ・前歯のかじりとりを啓発する人形劇を1 歳6か月児健診等で開始(R7.10～) 1.6 健診:275 名(17.0%)、 地域子育て支援センター(2 回 13 名)		A	・事業だけでなく、子育てアプリ等も活用し、妊婦歯科健診や乳幼児期の食べ方、ぶくぶくがいの等について広く啓発を行う。 パパママ教室実施回数、参加者数(実績値)、栄養指導実施率(目標 100%) 人形劇による啓発(目標値) 1歳6か月児健診 実施率 60% 地域子育て支援センター等 5 か所 ・ぶくぶくがいのについてポスター、チラシ等を作成し啓発する

保育幼稚園課	・園だより、給食室だより、ほけんだより等を通じて、口の発達に応じた食事の提供や、よくかんで食べることの大切さを啓発する。 ・職員向け研修会等で、発達段階に応じた食べ方、口腔機能を獲得することの重要性について伝える。	- よくかんで食べることの大切さの啓発 食育メモ: 6、11月号 給食室だより: 6、3月号 ほけんだより: 6、7、8月号 - 乳児保育研修の実施 受講者 220人 ⇒計画通り実施	A	・機会を捉えて「よくかんで食べること」の大切さを啓発する。 ・研修会等で、乳幼児の発達段階に応じた食べ方や、口腔機能を獲得することの重要性について伝える。
教育政策課	・歯や口の健康週間やいい歯の日に合わせかみごたえのある食材を取り入れた献立を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へよくかんで食べることの大切さについて啓発する。	・かみごたえのある食材を取り入れた献立を実施。 6月 口と歯の健康週間の献立 11月 いい歯の日の献立 ・よくかんで食べることの大切さについて、発達段階に応じた指導資料を作成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。 給食だより配付 年3回	A	・歯や口の健康週間やいい歯の日に合わせかみごたえのある食材を取り入れた献立を継続実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へよくかんで食べることの大切さについて啓発する。
学校教育課	・高知学園短大の学生実習と連携し、小中学校において歯肉炎予防と噛むことをテーマとした、歯科健康教育を実施する。 ・養護教諭、学級担任、担当教諭による歯の健康に関する指導を実施する。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・高知学園短期大学の学生実習と連携し、小中学校において歯肉炎予防と噛むことをテーマとした、歯科健康教育を実施。R6年度より実施校が3校増加 小学校 28校 中学校3校 義務教育学校1校 特別支援学校1校 計 33校 ・養護教諭、学級担任、担当教諭による歯の健康に関する指導を実施。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発の実施。	A	・高知学園短期大学の学生実習と連携し、小中学生に向けて、歯肉炎予防と噛むことをテーマとした、歯科健康教育を実施する。 ・歯の健康に関する指導を健康教育の一つとして取り組む。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。
基幹型地域包括支援センター	・既存のいきいき百歳体操会場を中心にかみかみ百歳体操の普及啓発に取り組むとともに、オーラルフレイル・口腔ケアなどの健康講座に取り組む。	・かみかみ百歳体操会場数 市内338か所(R7年度新規12か所) ・オーラルフレイルの健康講座 52回/年	A	・既存のいきいき百歳体操会場においてかみかみ百歳体操の普及・啓発を行うとともに、オーラルフレイルに関する健康講座にも取り組む。
健康増進課	・口からはじめる食育推進事業等において、学童期、思春期における歯肉炎予防、よくかむことの大切さ、かかりつけ歯科医を持つことの普及啓発を行う。 ・特定健診での歯科指導、出前講座等において、青年期・成人期における口腔機能の維持・向上、かむことの大切さ、かかりつけ歯科医を持つことの普及啓発を行う。 ・出前講座等において、高齢期におけるオーラルフレイル予防の大切さ、災害時の口腔ケア、かかりつけ歯科医を持つことの普及啓発を行う。	・高知学園短期大学学生による指導実施後アンケートでかむことにより唾液が出ることの理解が向上 ・口腔機能育成のための取組 小中学生に加えて幼児に対しても口腔機能育成のための働きかけを開始した。(園であいうべ体操研修等: 12園、保育関係者への研修会3回 107名) ⇒計画通り実施 ・青年期、成人期における普及啓発 出前講座3回: 72名 保健指導 18回: 996名 ⇒職域での出前講座の実施は少なかったが、保健指導は計画通り実施 ・高齢期における普及啓発 出前講座: 10回 138名 保健指導 14回: 382名 (イベント、特定健診等) 災害時の口腔ケア: 12回 194名 (上記の出前講座と重複あり) ⇒オーラルフレイル予防と併せて講座のすべてで災害時の口腔ケアを盛り込み、R6より実施回数が2倍以上になった。	B	・学童期、思春期における歯肉炎予防のために、歯みがきやよくかむことの大切さ、口呼吸の改善等の普及啓発を行う。 ＜目標＞ 高知学園短期大学学生による指導の充実 ・実施前後の知識の向上、行動の変化 ・子どもの口腔機能育成のために、教育、保育施設などへ普及啓発を行う。 ＜目標＞ 職員向けの研修会実施 あいうべ体操新規取組施設数: 5施設 ・働く世代を中心に、かむことの大切さ、かかりつけ歯科医を持つこと、オーラルフレイル予防についてあらゆる機会を通じて普及啓発を行う ＜目標＞ 保健指導者数: 1,500名

⑤ 安全な食生活を送るための取組（計画冊子 P21～22）				主な関係課	
1 衛生習慣の啓発 2 食品衛生知識の啓発と情報発信 3 食の安全に関する情報提供 【方向性】 ・子どもの頃から生活における手洗い等の衛生習慣を意識づけます。 ・食中毒予防の3原則の啓発を行います。 ・市民が健全な食生活を実践するために、食中毒予防はもとより、食品の安全性に関する基礎的な知識を持つことができるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。 ・食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品関連事業者に対して正しい情報の提供を行います。 ・食品関連事業者自身が取り組むHACCP（ハサップ）*に沿った衛生管理や食品表示について指導助言を行います。				生活食品課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課	
【目標（指標）】					
目標（指標）		対 象	直近の実績値 （R5年度）	目標値 （R11 年度）	
食中毒予防のための正しい知識を持っている市民の割合		20～70 歳代	16.3%	25%	
食品の安全性に関する基礎的な知識があると思っている市民の割合		20～70 歳代	62.7%	70%	
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊 娠（胎児）期		乳幼児期 （0～5歳）	学童・思春期 （6～17 歳）	青年期 （18～39 歳）	壮年期 （40～64 歳）
●食の安全に関する正しい情報について発信します					
		●手洗いの衛生習慣 を意識づけます ●乳幼児の食品による 誤嚥・窒息事故防止 について啓発します	●手洗いの習慣化に 向けた啓発をします ●食中毒予防の3原則 について啓発します	●手洗いの大切さについて啓発します ●基本的な衛生習慣について啓発します ●食中毒予防の3原則について啓発します ●食の安全に関する基礎的な知識について啓発します ●高齢者の食品による誤嚥・窒息事故防止について啓発します	
【取組内容】					
※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）					
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性（実施計画）
	Plan（計画） ◆当該年度に実施予定の取組（具体的な取組内容）		Do（実行） ◆実施計画に対する実績	Check※ （評価）	Action（改善） ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
生活食品課	・出前講座、広報を通じて食中毒予防に関する正しい知識の啓発を推進する。また、ホームページ、市公式LINE等を活用し、より広く啓発を実施する。 ・事業者を対象とした講習会を実施し、食中毒予防に関して、最近の発生状況及び知見をふまえた正しい知識の啓発をする。 ・様々なテーマでの食の安全に関するリスクコミュニケーションを開催し、消費者・事業者・行政間での食の安全に関する意見交換と正確な情報の共有をすすめていく。		・出前講座を1回開催し、20名受講。また、あかるいまち8月号にてカンピロバクター食中毒、1月号にてノロウイルス食中毒の啓発を実施。4月～12月にかけて7回ホームページを更新、市公式LINEを配信 ・講習会を58回実施し、受講者3,250名受講。 ・8月1日に高知市食品衛生協会と共催で、イオンモール高知において令和7年度食品衛生月間行事を開催し、食品衛生知識の普及啓発に努めた。 ・ノロウイルス食中毒をテーマとした食の安全に関するリスクコミュニケーションを2月3日に開催し、33名参加。活発な意見が交わされ、情報共有を行った。	A	・出前講座、広報を通じて食中毒予防に関する正しい知識の啓発を推進する。また、ホームページ、市公式 LINEを活用し、より広く啓発を実施する。 ・事業者等を対象とした講習会を実施し、食中毒予防のさらなる啓発を推進する。 ・高知市食品衛生協会と共催で食品衛生月間行事を開催し、食品衛生の重要性について広く啓発を実施する。 ・様々なテーマでの食の安全に関するリスクコミュニケーションを通じて、意見交換と正確な情報の共有をすすめる。
保育幼稚園課	・園だより、給食室だより、ほけんだより等を通じて、手洗い等の衛生習慣を身につけること、食中毒予防等について啓発する。		衛生習慣・食中毒予防についての啓発 食育メモ：8、12月号 給食室だより：6、7、12、2月号 ほけんだより：2月号 誤嚥・窒息事故防止についての啓発 食育メモ：2、10月号	A	・機会を捉えて、衛生習慣・食中毒予防や乳幼児の食品による誤嚥・窒息事故防止について啓発する。

	・職員向け研修会等で、乳幼児の食品による誤嚥・窒息事故防止について伝える。	給食室だより: 9月号 ほけんだより: 12月号 乳児保育研修の実施(再掲) 受講者 220 人 ⇒計画通り実施		・研修会等で、乳幼児の食品による誤嚥・窒息事故防止について伝える。
教育政策課	・給食時間における手洗いや身支度など環境衛生について啓発する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ食中毒や予防について啓発する。	・給食時間における手洗いや身支度などの環境衛生、食中毒の予防について指導資料を作成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。	A	・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ手洗いや身支度、食中毒の予防など環境衛生について啓発する。
学校教育課	・手洗いの大切さや励行について、保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・手洗いの大切さや励行について、保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を実施。	A	・手洗いについて、学校教育活動全体を通じて、大切さを指導する。あわせて、児童生徒、家庭、地域への啓発を行う。

⑥ 災害に備えるための取組（計画冊子 P23～24）				主な関係課	
1 災害時の食の備え 2 災害時の口腔ケアの必要性 3 災害時を想定した取組 【方向性】 ・備蓄の必要性について、引き続き啓発を行います。 ・飲料だけでなく主食・副食など備えが充実するよう、引き続き、備蓄食の内容について啓発を行います。 ・災害時におけるバランスのとれた食事のとり方について、平時から啓発を行います。 ・災害時の口腔ケアの必要性と、備えておきたい口腔ケア用品について啓発を行います。 ・子どもの頃から「災害に備える」知識や理解を深めるための啓発を行います。 ・地域のボランティアなどによる、災害時を想定した実践での調理実習の強化を図ります。				母子保健課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課 健康増進課 食育推進委員所属課以外の関係課 防災政策課 地域防災推進課	
【目標（指標）】					
目標（指標）		対 象	直近の実績値 （R5年度）	目標値 （R11 年度）	
災害時の食の備えを実践している市民の割合		20～70 歳代	73.5%	80%	
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊娠（胎児）期		乳幼児期 （0～5歳）	学童・思春期 （6～17 歳）	青年期 （18～39 歳）	壮年期 （40～64 歳）
●災害時の食品衛生について啓発します					
●必要な非常用物品 の啓発を行います		●家庭内備蓄の重要 性について啓発しま す ●備蓄食の確保や提 供など、災害時に備 えた取組を実施しま す	●防災学習を実施し、 備蓄食の確保や確 認、災害時の備えに ついて啓発します ●災害時を想定した、 実践形式での調理 実習を実施します	●主食・副食のそろった備蓄食や備蓄方法など、災害時の食の備えの重要性 や災害時でも使える調理方法について啓発します ●災害時に体調不良とならないよう、日頃からの健康管理の大切さについて啓 発します ●災害時の口腔ケアの必要性について啓発します	
【取組内容】				※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）	
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性（実施計画）
	Plan（計画） ◆当該年度に実施予定の取組（具体的な取組内容）		Do（実行） ◆実施計画に対する実績	Check※ （評価）	Action（改善） ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
母子保健課	・母子健康手帳交付時に、必要な災害 用物品についての資料を配布する。		・母子健康手帳交付時面接に実施 面接実施数 1,659 件、 面談実施率 100% ⇒計画通り実施 ・離乳食教室や育児講座において乳幼 児期の必要な備蓄や備えについて展 示・啓発 離乳食教室 18 回 209 組 育児講座（1回7組）	A	・母子健康手帳交付時に、必要な災害 用物品についての資料を配付する。 （地域連携協定締結による、「プレママ 防災準備 BOOK」配付開始） 評価指標： 母子健康手帳交付時面 接実施数（実績値）、面談実施率（目 標 100%） ・離乳食教室での乳幼児期の必要な 備蓄について展示・啓発する。
保育幼稚園 課	・給食室だより等を通じて、備蓄の必要 性を含めた災害への備えについて 啓発する。 ・教育・保育施設等において、園児・職 員の備蓄食を確保する。		災害への備えについての啓発 食育メモ：9、3月号 市立保育所・幼稚園における備蓄食の 備え：100% 賞味期限の入れ替えの際に給食として 提供し、実際に食べる経験をした。 ⇒計画通り実施	A	・機会を捉えて、備蓄の必要性を含め た災害への備えについて啓発する。 ・備蓄食の確保を継続する。
教育政策課	・学校給食を生きた教材として活用し、 防災給食や防災学習を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料な どを通し、児童生徒や保護者へ災害 時の備えについて啓発する。		・学校給食を生きた教材として活用し、 防災給食や防災学習を実施。 9月 防災の日の献立 ・災害時の備えについて指導資料を作 成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。	A	・学校給食を生きた教材として活用し、 防災給食や防災学習を実施する。 ・食育だよりや給食だより、指導資料 などを通し、児童生徒や保護者へ災害 時の備えについて啓発する。

学校教育課	・学校教育の家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動の時間等を活用し、食に関する指導を推進する。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・学校教育活動全体を通して、食に関する指導を全校で実施。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を実施。	A	・学校教育活動の中で食に関する指導を継続・推進する。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。
健康増進課	・健康講座において、備蓄の必要性に関する内容を盛り込み、啓発を行う。 ・高知市食生活改善推進協議会（ヘルスメイト）が実施する講習会や地域の防災訓練等への参加を通じて、家庭内備蓄の必要性、主食・主菜・副菜を意識した備蓄食について啓発するとともに、実践的な知識（バッククッキング等）の普及をすすめる。	・災害時の食や口腔ケアを健康講座のテーマに盛り込み、家庭内備蓄や災害時の口腔ケアについて啓発を実施。 災害時の口腔ケア：12回 194人（うち、「災害時の食」を含む講座：5回 75人） ⇒前年度より回数増 ・地域での防災会の会合や講習会等でチラシを配布し啓発を実施。 【配布総数】 家庭内備蓄・災害時の口腔ケア 各 1,522 部 ・ヘルスメイトが地域の防災訓練等で家庭内備蓄の必要性や、主食・主菜・副菜を意識した備蓄食、災害時に役立つバッククッキングについての啓発を実施。 実施数 4回（内イベント2回） 349 人 ⇒地区防災訓練だけでなく地域のイベントでの啓発が増加	A	・健康講座において、備蓄の必要性に関する内容を盛り込み、啓発を行う。 ・地域防災推進課の協力を得て、地域での防災会の会合や講習会等でチラシを配布し啓発を実施する。 ・高知市食生活改善推進員（ヘルスメイト）が実施する講習会や地域の防災訓練等への参加を通じて、家庭内備蓄の必要性、主食・主菜・副菜を意識した備蓄食について、実践的な知識（バッククッキング等）の普及啓発を実施する。
防災政策課	・リーフレットの配布やX（旧Twitter）、ラジオ等を通じて、災害時における備蓄の啓発を行う。	・講習会や市民からの要望があった際のリーフレット配布やSNS、ラジオを通じて、災害時における備蓄の啓発を行った。	A	・リーフレットの配布や X（旧 Twitter）、ラジオ等を通じて災害時における備蓄の啓発を行う。
地域防災推進課	・自主防災組織の活動に対する補助金及び地域担当職員による助言等により、災害時を想定した炊き出し訓練の実施を支援する。 - また、訓練実施の環境整備（調理器具購入等）にも補助金が活用できること等を適宜案内し、新たに訓練に取り組む組織数が増えるようにする。	・炊き出し訓練実績値：32 組織（令和6年度炊き出し訓練実績値：38 組織）	B	・例年炊き出し訓練を実施している自主防災組織が多いため、新たに訓練に取り組む組織が増えるよう適宜補助制度の案内や地域担当職員による助言等を行う。また、訓練が実施できる環境整備（調理器具購入等）にも補助金が活用できることも適宜案内していく。

(2)次世代に豊かな食をつなぐための食育

① 環境を大切にするための取組（計画冊子 P25～26）				主な関係課	
1 食品ロス削減				新エネルギー・環境政策課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課 食育推進委員所属課以外の関係課 環境業務課	
【方向性】 ・学校教育活動を通じて、食品ロスや食品リサイクル*等について興味や関心を育てます。 ・食品ロスの軽減に関する啓発活動を継続して行います。 ・食品リサイクルを推進します。					
【目標(指標)】					
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)	
食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民の割合*		20～70 歳代	96.1%	99%	
※第4次計画より「食品ロスが問題であることを知っており、かつ削減に取り組む人」の割合としています。					
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊娠(胎児)期	乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
	●好き嫌いをなく食べることや、食べ物を大切にすることを通じて食に対する感謝の気持ちを育みます	●食品ロスや環境問題について啓発します	●市民、事業所、行政が一体となった、食べきり運動を推進します ●食品ロスの問題について啓発します		
【取組内容】			※評価基準 A : 計画どおり実施できた B : おおむね実施できた (80%以上) C : 一部実施できなかった (60～80%未満) D : あまり実施できなかった (60%未満)		
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性(実施計画)
	Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)		Do(実行) ◆実施計画に対する実績	Check※ (評価)	Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
新エネルギー・環境政策課	・食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の全国共同キャンペーンとして、宴会時の食べ残しを減らすための周知・啓発を行う。 ・外食時の食べ残しの削減に積極的に取り組んでいただける市内の飲食店・宿泊施設等の店舗を「高知市食べきり協力店」として募集・登録し、市民に周知することで、食べ残しの削減に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民、事業所及び行政が一体となった食べきり運動の推進を図る。 ・イオンやオーテピアにて、開催されるイベントに食品ロスに関するパネルを設置し、食品ロス削減対策の啓発を実施する。		・外食の機会が増える年末年始に合わせて、商工会議所、青年会議所を通じて、各会員事業所へ全国共同キャンペーンの周知及び協力依頼を行うとともに、市ホームページや庁内掲示等を活用して、市民等への啓発を行った。 ・食べきり協力店登録店舗数: 22店舗 (令和8年3月末時点、対前年+3店舗) ・イオンモール高知での環境啓発イベントや、高知市教育委員会及び高知市学校給食会が主催する「食育実践発表会」にて、食品ロス問題に関するパネル展示等を実施し、周知・啓発を行った。 6/7 高知市環境啓発イベント (イオンモール高知) 1/31 令和7年度食育実践発表会 (オーテピア)	A	・食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の全国共同キャンペーンとして、宴会時の食べ残しを減らすための周知・啓発を行う。 ・外食時の食べ残しの削減に積極的に取り組んでいただける市内の飲食店・宿泊施設等の店舗を「高知市食べきり協力店」として募集・登録し、市民に周知することで、食べ残しの削減に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民、事業所及び行政が一体となった食べきり運動の推進を図る。 ・イオンやオーテピアにて、開催されるイベントに食品ロスに関するパネルを設置し、食品ロス削減対策の啓発を実施する。
	環境業務課	・保育園等では、環境業務課職員による寸劇「環境選隊クリーンレンジャー」を通じ、親子で高知市のごみの分別等を学んでもらう中で、好き嫌いや食べ残しをなくす必要性を説明する。 また、小学校では、授業の中で食品ロスの問題についての周知・啓発を行う。	環境学習 開催数19回(前年比▲1回) 参加者数1,572人(前年比▲69人) ごみ出前講座 開催数20回(前年比+12回) 参加者数549人(前年比+280人)		A

	・町内会等からの依頼によるごみの出前講座で、食品ロスの問題についての周知・啓発を行う。			う。 ・町内会等からの依頼によるごみの出前講座で、食品ロスの問題についての周知・啓発を行う。 環境学習 開催数20回 参加者数1,800人 ごみ出前講座 開催数25回 参加者数700人
保育幼稚園課	・給食室だより等を通じて、食べ残しや食品ロス削減等について啓発する。	食べ残しや食品ロス削減等についての啓発 食育メモ:10月号 給食室だより:6,3月号 ⇒計画通り実施	A	・機会を捉えて、食べ残しや食品ロス削減等について啓発する。
教育政策課	・学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒へ残食を少なくするための啓発を行う。 ・教科や総合的な学習の時間、特別活動の時間などにおいて、食育の視点を取り入れた食に関する指導を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ食品ロスや環境問題について啓発する。	・学校給食の残食を少なくするための啓発を実施。 残食調査 毎日実施 ・針木・長浜学校給食センターでは残食を少なくするための取組(例:たべきりんピック)を実施。 参加校 中学校 17校 ・学校では、食に関する指導の全体計画に沿って、食育の視点を取り入れた食に関する指導を実施。 ・食品ロスや環境問題について考えることができるよう指導資料を作成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。 給食時間における食品ロスに関する指導の実施率 小学校 97.6% 中学校 94.1%	A	・学校給食を生きた教材として活用していけるよう指導資料を作成し、残食を少なくするための啓発を行う。 ・教科や総合的な学習の時間、特別活動の時間などにおいて、食育の視点を取り入れた食に関する指導を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料や給食指導などを通し、児童生徒や保護者へ食品ロスや環境問題について啓発する。
学校教育課	・学校教育の家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動の時間等を活用し、食に関する指導を推進する。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。	・学校教育活動全体を通して、食に関する指導を全校で実施。 ・保健だより、食育だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を実施。	A	・学校教育活動の中で食に関する指導を継続・推進する。 ・保健だより、食育だより、給食だより等を通じて、児童生徒・保護者及び地域への啓発を行う。

② 高知の食(食材・食文化)を大切にするための取組 (計画冊子 P27～28)				主な関係課		
1 高知ならではの料理や食材 2 街路市の活性化 3 食文化の伝承 【方向性】 ・学校や教育・保育施設などの給食での地場産物の活用を推進します。 ・高知の農林水産物に関する情報発信等に関係機関・団体が連携して取り組みます。 ・地産地消推進のため、直販所などの活動を支援します。 ・安全・安心な地元の農林水産物を直販所や街路市などで購入できる体制整備を支援するとともに、消費者への情報発信にも努めます。 ・市内外の方に楽しみ・購入してもらえる街路市をめざします。 ・学校や教育・保育施設などの給食に高知ならではの食材や郷土料理を取り入れ、子どもたちに高知の食の良さ、豊かさを伝えていきます。 ・関係者と連携し、高知ならではの食を楽しむ機会を通じて、高知ならではの食文化(皿鉢料理など)の活性化や継承に取り組みます。				農林水産課 商業振興課 保育幼稚園課 教育政策課 健康増進課 食育推進委員所属課以外の関係課 観光魅力創造課		
【目標(指標)】						
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)		
高知の食を豊かだと思う市民の割合		20～70 歳代	86.7%	93%		
高知ならではの料理や食材を食べたことがある小中学生の割合		小学生 中学生	82.7% 85.4%	95% 95%		
高知ならではの料理や食材、食べ方などを、次世代に伝えていくことを大切だと思う市民の割合		20～70 歳代	84.6%	90%		
学校給食で使用する食材のうち、地場産物を活用する割合(食材数ベース)		学校	53.8%	50%以上		
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>						
妊娠(胎児)期		乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
●街路市や地場産物、郷土料理について情報発信を行います ●高知ならではの食を楽しむ機会づくりや食文化の継承に努めます						
		●給食で高知ならではの食材や郷土料理を提供することで、食や食文化に関する経験ができる機会をつくります ●お箸の正しい持ち方などを身につけます	●学校給食で地場産物や郷土料理、行事食を取り入れた献立を実施します ●郷土料理や行事食、高知ならではの食文化について啓発します	●地場産物や郷土料理、行事食に関する知識を身につけ、日々の食生活に取り入れることができるよう啓発します	●地場産物や郷土料理、行事食に関する知識を身につけ、日々の食生活に取り入れることができるよう啓発します ●郷土料理や行事食などを次世代に継承することができるよう取り組みます	
【取組内容】				※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）		
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画 Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)	令和7年度 取組状況 Do(実行) ◆実施計画に対する実績		Check※ (評価)	次年度の方向性(実施計画) Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容	
農林水産課	・農業者が取り組む学校給食用食材の生産経費に対し助成を行い、給食での地場産物の活用を推進する。	・補助実績1件(59 千円) ・当初の想定申請件数1件(目標作付面積 19.8a)に対し補助実績1件(実績作付面積 19.8a。補助金額 59 千円) ⇒評価基準 100%		A	令和8年度から事業見直しにより補助事業は廃止となるが、これまで補助事業を活用してきた農家は学校給食用食材の生産を継続する意向であるため、関係機関との調整等の伴走支援は継続する。	
商業振興課	・SNSやホームページ等を活用し、街路市の情報発信を行う。 ・保育園や小・中学校等の街路市見学の受入れを行う。 ・高校・大学等の街路市での販売体験やイベント等への協力を行う。	・地域おこし協力隊員1名を任用し、7月から街路市公式 Instagram を開設した。火・木・金・日曜日毎に更新を行っている(フォロワー:1,460 人)。また、8月 22 日～23 日に大阪・関西万博に出展し、街路市の PR を行った。 ・街路市見学 延べ 103 施設 3,075 人 ※連絡があったもの ・販売体験及びイベント開催回数 延べ 67 回		B	・SNSやホームページ等を活用し、街路市の情報発信を行う。 ・保育園や小・中学校等の街路市見学の受入れを行う。 ・高校・大学等の街路市での販売体験やイベント等への協力を行う。	

	・れんけいこうち日曜市出店事業を通じ、県内特産品等をPRする。 ・街路市の食材を使用した料理教室の実施	・れんけいこうち日曜市出店事業 延べ出店数:363 回(未報告分あり) 来客数:15,175 人(未報告分あり) ・10 月 13 日にかかるぽーとにて街路市出店者3名を講師とした「街路市の食材を使った料理教室」を開催(参加者数:32 名(うち、大人 22 名、子ども 10 名))また、希望する料理教室参加者には、後日、日曜市ツアーを実施。テレビ番組や新聞で取り上げられた。		・れんけいこうち日曜市出店事業を通じ、県内特産品等を PR する。 ・令和8年が街路市が曜日市となって150 年目となることから、記念事業を実施する。 ◎著名人を招聘し「街路市の食」をテーマにしたイベント開催 ◎街路市の食体験イベント ◎街路市の食材の収穫・実食体験ツアー ◎街路市の食材を使用した料理教室など
観光魅力創造課	・おきやくや皿鉢料理などをテーマとしたイベントへの開催補助を行い、イベントを通じて高知の食の豊かさをPRする。	- 土佐の豊穰祭(高知市会場)、土佐の「おきやく」に対する高知市観光振興事業補助金の交付。 ・土佐の豊穰祭:2,000,000 円交付済 ・土佐の「おきやく」:1,000,000 円交付済	A	土佐の「おきやく」や土佐の豊穰祭等、高知の食の豊かさをPRできるイベントに対して、補助金を交付し、事業の継続に寄与する。
保育幼稚園課	・給食で高知ならではの食材や郷土料理を提供する。 ・給食で地場産物を取り入れる。 ・給食室だより等を通じて、行事食、高知の食、食事のマナー等について啓発する。	- 行事食(年中行事)の提供 5、7、9、10、12、1、2、3月実施 - 高知ならではの食材・郷土料理の提供 5、10、11、12、1、2月実施 - 市立保育所地場産物使用状況 令和7年度:36.8%(食材数ベース) - 行事食、高知の食、食事のマナー等についての啓発 - 食育メモ: 5、6、7、10、11、12、1、2、3月号 - 給食室だより: 6、8、9、10、11、12、1、3月号 ⇒計画通り実施	A	・給食で高知ならではの食材や郷土料理を提供する。 ・給食で地場産物を取り入れる。 ・機会を捉えて、行事食、高知の食、食事のマナー等について啓発する。
教育政策課	・学校給食を生きた教材として活用し、高知ならではの食材や郷土料理を取り入れた献立を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ高知ならではの食文化について啓発する。 ・親子料理教室で、皿鉢料理や地場産物を使った料理を実施し、高知ならではの食文化について啓発する。	・高知ならではの食材や郷土料理を取り入れた献立を高知市学校給食年間献立作成計画に沿って実施。 地場産物活用率 47%(目標値 50%) ・高知ならではの食文化について、発達段階に応じた指導資料を作成。児童生徒や保護者へ啓発を実施。 ・体験学習では、地場産物を活用した活動を実施。 実施数 29校 43件 ・親子料理教室を実施。皿鉢料理や地場産物を使った料理、高知ならではの食文化について啓発。 参加者(1日目) 親子15組 30名 参加者(2日目) 親子18組 36名	B	・学校給食を生きた教材として活用し、高知ならではの食材や郷土料理を取り入れた献立を実施する。 ・食育だより、給食だより、指導資料などを通し、児童生徒や保護者へ高知ならではの食文化について啓発する。 ・食育体験学習では、地場産物を活用した活動を教科と関連させながら実施する。 ・親子料理教室で、皿鉢料理や地場産物を使った料理を実施し、高知ならではの食文化について啓発する。
健康増進課	・高知市食生活改善推進協議会(ヘルスメイト)が、若い世代を対象に、地域の食材や郷土伝統料理(田舎寿司等)をテーマとした講習会を実施し、高知の食材・食文化を伝える。	・ヘルスメイトによる郷土伝統料理講習会を実施。 高等学校 4回(2校) 53 人 小学校 10 回(6校) 343 人 ⇒実施場所、回数とも前年度より増加	A	・高知市食生活改善推進員(ヘルスメイト)が、若い世代を対象に、地域の食材や郷土伝統料理(田舎寿司等)をテーマとした講習会を実施し、高知の食材・食文化を伝える。

③ 農林漁業への理解を深めるための取組（計画冊子 P29～30）				主な関係課	
1 農林漁業体験の推進 2 農林漁業への理解促進 【方向性】 ・教育活動を通じ、学校の畑や花壇を活用した栽培活動や課外活動での農林漁業体験学習の取組を支援します。 ・イベントや体験学習を通じて、生産者と消費者の交流を促す取組を支援します。 ・栽培活動を通じ、農作物への興味や関心を育てます。 ・地域で行われる農林漁業体験や酪農教育ファーム認証牧場で行われる酪農体験学習を関係機関・団体が連携して、支援を行います。 ・農業協同組合や市などによる市民農園の管理・運営により、市民の農業への理解の醸成に取り組みます。 ・高知の農林水産物に関する情報発信等に関係機関・団体が連携して取り組み、本市の農林漁業への理解の醸成を図ります。				農林水産課 保育幼稚園課 教育政策課 学校教育課	
【目標(指標)】					
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
栽培活動を含む農林漁業体験活動に取り組む教育・保育施設、学校の割合		教育・保育施設 小学校	89.0% 79.1% (R4年度値)	95% 93%	
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>					
妊娠(胎児)期		乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17歳)	青年期 (18～39歳)	壮年期 (40～64歳)
●高知の農林水産物について情報発信します					
●農林漁業や食に関する関心や理解を深めるため、体験の機会を提供します					
		●栽培活動や体験活動を通じて、食への興味や関心を高めます	●農林漁業や食への関心、理解を深めるため、地域の生産者や関係団体などと連携した、農林漁業体験学習を実施します ●生産者や関係団体と連携した、学校給食を実施します		
【取組内容】				※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）	
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性(実施計画)
	Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)		Do(実行) ◆実施計画に対する実績	Check※ (評価)	Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
農林水産課	・学校や地域で行われる農林水産業体験学習に対して、関係機関・団体と協力して支援を行う。 ・高知市有機市民農園を管理・運営し、農業に触れる機会を提供することで、市民の農業への理解の醸成に取り組む。 ・高知市学校給食会に対し、高知市産「乳牛経産牛」の提供に要する費用を支援するとともに、給食提供時には「牛がお肉になる過程」や「市内生産者の取組」を紹介する。		・農林水産業体験学習に対して、支援を実施した。 農業体験実施数2校 酪農体験実施数11校(児童441名) 漁業体験実施数1校 ※希望のあった学校全てに支援を実施した。 ・高知市有機市民農園全50区画中48区画の市民利用があった(残る2区画はモデル園及び横浜新町小学校が利用。) ※全50区画全てで利用があった。 ・乳牛経産牛の学校給食提供について補助(16,360千円)を実施した。また市内学校3校において乳牛経産牛についての食育授業を実施した。 ※当初の想定どおり補助を実施し、食育授業についても実施を希望する学校全てに支援を行った。	A	・酪農体験学習については牧場の受入れが困難となり中止となるが、今後も継続して学校や地域で行われる農林水産業体験学習に対して、関係機関・団体と協力して支援を行う。 ・高知市有機市民農園を管理・運営することにより、農業に触れる機会を提供し、市民の農業への理解の醸成に取り組む。 ・乳牛経産牛の学校給食提供への補助及び食育授業を継続する。
保育幼稚園課	・教育・保育施設等において、栽培・菜園活動やクッキング保育を実施する。		市立保育所・幼稚園における栽培・菜園活動やクッキング保育実績 16園、延べ30回 ⇒計画通り実施	A	・機会を捉えて、栽培・菜園活動やクッキング保育を実施する。

教育政策課	・小中学校食育・地場産品活用推進事業等を活用し、食育体験学習を実施する。 ・教科や総合的な学習の時間、特別活動の時間において、食の視点を取り入れた食に関する指導を実施する。 ・生産者や関係団体と連携し、地場産物を取り入れた学校給食を実施する。	・小中学校食育・地場産品活用推進事業等を活用し、食育体験学習を実施。 食育体験学習 29校43件 ・学校では、食に関する指導の全体計画に沿って、教科や総合的な学習の時間において、食の視点を取り入れた食に関する指導を実施。 ・生産者や関係団体と連携し、地場産物を取り入れた学校給食を高知市学校給食地場産物活用計画に沿って実施。生産や収穫等の関係で予定どおり使用できない地場産物もあった。	A	・食育体験学習では、地場産物を活用した活動を教科と関連させながら実施する。 ・教科や総合的な学習の時間、特別活動の時間において、食の視点を取り入れた食に関する指導を実施する。 ・生産者や関係団体と連携し、地場産物を取り入れた学校給食を実施する。
学校教育課	・学校教育の家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動の時間等を活用し、食に関する指導を推進する。	・学校教育活動全体を通して、食に関する指導を全校で実施。	A	・学校教育活動の中で食に関する指導を継続・推進する。

④ 人の輪をつなげるための取組（計画冊子 P31～32）				主な関係課		
1 食を通じた交流 2 関係者の連携・協働による取組 【方向性】 ・地域の伝統行事、料理教室等食を通じた地域の人との交流の場を提供します。 ・地域文化に触れる体験や学習などの事業を、地域が主体となり企画・検討します。 ・学校や地域が主体となり、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の仕組みづくりを進めます。 ・地域で食育の輪を広げていくため、食生活改善推進協議会や「こうちし食育やるぞねっと」など、多様な主体と連携・協働していきます。				全課		
【目標(指標)】						
目標(指標)		対 象	直近の実績値 (R5年度)	目標値 (R11 年度)		
「食育」の取組をしている市民の割合		20～70 歳代	97.3%	100%		
地域の人や家族と高知の食を楽しむ市民の割合		小学生 中学生 20～70 歳代	56.4% 54.6% 53.4%	60% 58% 60%		
高知市食育推進計画に基づき、連携・協働して食育活動に取り組む団体等の数		「こうちし食育やるぞねっと」登録団体数	15 団体	20 団体		
【ライフコースアプローチを踏まえた取組】 <取組目標>						
妊娠(胎児)期		乳幼児期 (0～5歳)	学童・思春期 (6～17 歳)	青年期 (18～39 歳)	壮年期 (40～64 歳)	高齢期 (65 歳～)
●市民、地域、関係団体、行政などが多様に連携・協働し、充実した食育活動を進めます						
【取組内容】				※評価基準 A：計画どおり実施できた B：おおむね実施できた（80%以上） C：一部実施できなかった（60～80%未満） D：あまり実施できなかった（60%未満）		
所管課 関係団体	令和7年度 実施計画		令和7年度 取組状況		次年度の方向性(実施計画)	
	Plan(計画) ◆当該年度に実施予定の取組(具体的な取組内容)		Do(実行) ◆実施計画に対する実績		Check※ (評価)	Action(改善) ◆今後の方向性を踏まえた取組内容
保育幼稚園課	・教育・保育施設等において、「第4次高知市食育推進計画」に沿った食育活動を取り組めるよう、食育研修会を開催する。		食育研修会の実施 受講者 186 人 ⇒計画通り実施		A	・食育に関する研修会等を継続して開催する。
教育政策課	・食育実践発表会を開催し、学校における食育の取組や学校給食等を紹介し、地域や保護者等へ食育について啓発する。 ・学校給食を活用し、共食の機会をもつ。		・食育実践発表会を実施。学校における食育の取組や学校給食等を紹介し、地域や保護者等へ食育について啓発。 食育実践発表会 参加者 646名 ・学校では、各学級で給食を共食するとともに、親子給食や給食試食会など、保護者や生産者と共食する機会を持った。		A	・食育実践発表会を開催し、学校における食育の取組や学校給食等を紹介し、地域や保護者等へ食育について啓発していく。 ・学校給食を活用し、共食の機会をもつことができるよう啓発する。
学校教育課	・学校教育の家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動の時間等を活用し、食に関する指導を推進する。 ・高知学園短期大学の学習実習と学校教育課、健康増進課が連携して小中学校での噛むことの啓発と歯肉炎予防のための歯科保健活動を行う。		・学校教育活動全体を通して、食に関する指導を実施。 ・高知学園短期大学の学生実習と学校教育課、健康増進課が連携して小中学校での噛むことの啓発と歯肉炎予防のための歯科保健活動を実施。		A	・学校教育活動の中で食に関する指導を推進する。 ・高知学園短期大学、学校教育課、健康増進課が連携し、小中学校での歯科保健活動を行う。
文化振興課	・地域の伝統行事や地域で開催される料理教室等食を通じた住民同士の交流の場を提供する。		・市民学校・成人講座・市民講座 開催数:44 回 ・世代間交流ふれあい事業 開催数:9回		B	・公立公民館で開催される料理教室等を通じ、参加者の教養の向上を図る。特に市民学校・成人講座・市民講座では、地域住民同士の交流の場を提供し、地域の仲間づくりにつなげる。世代間交流ふれあい事業では、親子のふ

		多くの公立公民館で料理教室等を開催し、食を通じた住民同士の交流の場を提供することができた。 当初計画していた料理教室が1件中止になった。		れあいや地域との交流を図り、相互の理解を深める。
地域コミュニティ推進課 地域内連携協議会等	・市民と行政のパートナーシップにより本市が支援する地域内連携協議会等が、地域での食を通じたイベント(よこせと海辺のにぎわい市など)を開催する。 ・市民と行政のパートナーシップにより本市が支援する地域内連携協議会等が、地域での食の集いの場(子ども食堂など)における世代間交流を推進する。	・地域が主体となって地域コミュニティの推進等に取り組む活動のうち、食に関するイベントを一部の地域で実施した。 ・地域での食の集いの場における世代間交流を推進する活動を実施した。	A	・地域での食を通じたイベントが開催できるよう、行政支援(地域内連携協議会に対する補助金交付、定例会・実行委員会での助言、イベント運営に係る人的支援等)を行う。 ・地域での食の集いの場における世代間交流を推進する活動が継続できるよう、関係機関との情報共有や連携を図る。
健康増進課	・生活習慣病予防に関する協議会において、生活習慣病の予防を推進するため、関係機関と具体的な方策について協議し、啓発活動や環境づくり等の取組につなげる。 ・地域で食育の輪を広げる人材を育成するために、食生活改善推進員の育成・養成研修を実施する。	・生活習慣病予防に関する協議会において、働き盛り世代の健康づくり、アルコール健康障害対策、糖尿病発症・重症化予防の取組など、第三期高知市健康づくり計画の数値目標達成に向けた取組について協議(年2回)。 ⇒計画通り実施 ・食生活改善推進員(ヘルスメイト)の育成研修・養成研修を実施。 ※育成研修＝既存会員対象研修 ※養成研修＝新規会員の養成を目的とした研修 ⇒計画通り実施	A	・生活習慣病予防に関する協議会において、生活習慣病の予防を推進するため、関係機関と具体的な方策について協議し、啓発活動や環境づくり等の取組につなげる。 ・地域で食育の輪を広げる人材育成をするため、新たな食生活改善推進員(ヘルスメイト)の養成を目的とした養成研修を実施する。
食育推進委員会	・高知市役所食堂(せんだんの木)と連携・協働し、情報発信、啓発活動を実施する。 ・食育応援ネットワーク「こうちし食育やるぞねっと」の登録団体・関係者の連携・協働により、食育の取組を推進する。	・せんだんの木の店舗内において、情報発信・啓発を実施 食育だよりの掲示(毎月19日から1か月間) 第4次高知市食育推進計画に基づく情報発信(毎月1日から1か月間) ⇒計画通り実施 ・「こうちし食育やるぞねっと」情報交換会の実施(1回) ・登録団体同士が連携した啓発活動の実施1件、登録団体と庁内関係課の連携1件実施 ・登録団体の増加 16団体→18団体	A	・高知市役所食堂(せんだんの木)と連携・協働し、情報発信、啓発活動を実施する。 食育だよりの掲示:毎月実施 第4次高知市食育推進計画に基づく情報発信:毎月実施 ・食育応援ネットワーク「こうちし食育やるぞねっと」の登録団体・関係者の連携・協働により、食育の取組を推進する。 情報交換会の実施 連携の取組:1件以上

改正食育基本法のポイント

<背景>

- ・平成17年（2005年）に**食育基本法が制定され20年**、食や農を取り巻く環境が大きく変わり、**令和6年（2024年）に食料・農業・農村基本法が改正**され、食料安全保障の確保を図るため、**消費者の役割が拡充**された。
- ・消費者が農林水産物の生産にかかるコストを理解して負担したり、地場産品・国産品を選ぶようになるための「食育」を中長期でしっかり取り組むべき必要がある。
- ・また、**食卓と農の現場の距離の広がり**や、「**大人**」世代における**栄養バランスの偏り・食習慣の乱れ**が生じている現状がある。

改正のポイント

1.食料安全保障の確保

食育が食料安全保障の確保にも資するものである旨、目的規定と基本理念に追加するとともに、食料の合理的な価格の形成についての理解に係る記載を追加（第1条、第7条関係）

2.学校等における食育の強化

食育の指導にふさわしい職員として**栄養教諭を例示**し、学校等における食育の強化に必要な施策の例に「**農林漁業教育**」を追加するとともに、**外部人材の活用**の規定を新設（第20条第1項、新第2項関係）

3.大人の食育運動の推進

大人の食育運動の推進のため、成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進に係る規定を新設（新第20条の2関係）

4.食育推進基本計画を通じたPDCAサイクルの確立

食育の推進において**PDCAサイクルを回して取り組むため、目標の達成状況の毎年の調査・公表や、おおむね5年ごとの食育推進基本計画の変更**の規定を追加（第16条新第4、5項関係）

その他

地方公共団体の取組の「見える化」の規定の新設（新18条の2関係）、**国及び地方公共団体内部相互／関係者相互の連携**にかかる規定の新設（新13条の2関係）、**個人の取組の成果の「見える化」**の支援に係る規定の新設（新21条の2関係）など

食育基本法の一部を改正する法律 概要 (令和8年5月27日公布・施行)

一 前文の改正

1 「食」をめぐる環境の変化

世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加

2 国民運動としての食育の在り方の明確化

- (1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加
- (2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加

二 総則の改正

1 食料安全保障の確保

食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加

2 関連分野との協働による食育の取組拡大

文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加

3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進

教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加

4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進

食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加

5 食育の推進のための連携

国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

1 PDCA サイクルによる食育の推進

食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加

2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援

都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加

四 基本的施策の改正

1 生産者と消費者との交流の促進等の強化

消費者の役割と農林漁業体験活動を追加

2 学校等における食育の強化

栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加

3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進

職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加

4 関連分野との協働による食育推進運動の展開

関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携

5 人材の育成及び確保

食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

食育基本法の一部を改正する法律要綱

第一 前文の改正

一 「食」をめぐる環境の変化 (第3項及び第4項関係)

- 1 「食」をめぐる環境の変化として、働き方が多様化し、世帯構成が変化したこと及び消費者と生産者との関係が希薄化したことを掲げるほか人々がまだ食べることができる食品を廃棄する等の問題がある旨及び良質な食料の安定的な確保の面からも「食」の在り方を学ぶことが求められている旨を追加する。
- 2 「食」をめぐる環境の変化の中で、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている旨を追加する。

二 国民運動としての食育の在り方の明確化 (第5項関係)

- 1 食育は、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むものである旨を追加する。
- 2 食育の推進は、健全で充実した食生活を実践するために、職場等を含めた機会と場所を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、自ら進んで取り組んでいくものである旨を追加する。
- 3 食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている旨を追加する。

第二 総則の改正

一 食料安全保障の確保 (第1条及び第7条関係)

- 1 目的として、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することを追加する。
- 2 食育は、食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにするとともに、食料安全保障の確保に資するよう推進されなければならない旨を追加する。

二 関連分野との協働による食育の取組拡大 （第４条関係）

食育を推進するための活動に当たっては、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ展開されなければならない旨を追加する。

三 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進 （第５条関係）

食育は、教育基本法その他の関係法律による施策と相まって行わなければならない旨を追加する。

四 大人も含めた食に関する理解醸成及び行動変容の促進 （第６条関係）

食育を行うに当たっては、年齢等にかかわらず、職場を含むあらゆる機会とあらゆる場所を利用する旨を追加するとともに、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨としなければならない旨を追加する。

五 食育の推進のための連携 （第９条新第２項、第10条及び新第13条の２関係）

1 国及び地方公共団体内部の相互連携

- (1) 国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない旨の規定を設ける。
- (2) 地方公共団体は、食育の推進に関して施策を策定し、及び実施するに当たっては、教育等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。）、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない旨を追加する。

2 官民連携の強化

国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない旨の規定を設ける。

第三 食育推進基本計画等に関する規定の改正

一 食育推進基本計画の評価等 （第16条新第4項及び新第5項関係）

- 1 食育推進会議から食育推進基本計画の作成又は変更の報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、食育推進基本計画に掲げる食育の推進の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない旨の規定を設ける。
- 2 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする旨の規定を設ける。

二 地方公共団体に対する情報の提供等 （新第18条の2関係）

国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする旨の規定を設ける。

第四 基本的施策に関する規定の改正

一 生産者と消費者との交流の促進の強化 （第19条及び第23条関係）

- 1 国及び地方公共団体が家庭における食育の推進を支援するために講ずるべき必要な施策の例示として、農林漁業に関する体験の場の提供を追加する。
- 2 国及び地方公共団体が生産者と消費者との信頼関係を構築するために必要な施策を講ずるに当たっての考慮事項として、食料・農業・農村基本法第14条に定める消費者の役割を追加する。

二 学校等における食育の強化 （第20条第1項及び新第2項関係）

- 1 国及び地方公共団体が講ずるべき指導体制の整備として設置すべき教職員の例に学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭を追加するとともに、子どもの食に関する理解の促進のため必要な施策の例として教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）を追加する。

- 2 国及び地方公共団体は、1の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする旨の規定を設ける。

三 大人の食育運動の促進 （新第20条の2及び新第21条の2関係）

- 1 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。
- 2 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

四 関連分野との協働による食育推進運動の展開

（第22条第1項及び第2項関係）

- 1 国及び地方公共団体は、民間の団体等が行う食育推進活動が、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら全国において展開されるようにするものとする旨を追加する。
- 2 国及び地方公共団体が、連携協力を図るための施策を講ずる相手方として、ボランティアのほか、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わる者を追加する。

五 食育推進体制の充実 （新第25条の2関係）

国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

第五 施行期日

（附則関係）

この法律は、公布の日から施行する。

第5次食育推進基本計画 概要

令和8年6月
農林水産省

第5次食育推進基本計画 概要

【はじめに】

- 食育基本法の制定から約20年が経過し、**食や農林漁業を取り巻く状況の変化や、食に関する国民の価値観等の多様化**が進展。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の物価高騰等が生じたこと等により、**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**が見られるとともに、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、**生産者と消費者の関係が希薄化**。
- **食や農への関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも食育は重要**であり、食育基本法の改正の趣旨を踏まえ、**食料安全保障の確保にも資する食育を多様な関係者等と連携・協働し、国民運動として推進**

【第1 食育推進に関する施策についての基本的な方針】

重点事項

（１）学校等での食や農に関する 学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの**食の乱れ**が見られるほか、**生産現場の実態**を知らない子供が増加



- ・栄養教諭等による**食生活の重要性等に関する指導**や地域等との連携・協働の下、「**農林漁業教育**」を推進

（２）健全な食生活の実現に 向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど**栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ**



- ・官民の幅広い連携・協働の取組等による大人の消費者の**行動変容を促す「大人の食育」**を推進

（３）国民の食卓と生産現場の距離 を縮める取組の拡大

- ・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少



- ・**農林漁業体験機会の提供**、生産者と消費者が直接つながる取組や、**食料の持続的な供給に資する食品の選択等**を促進

- これらの取組を推進して定着させるために、**情報発信の強化や取組の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成、食育推進体制の整備等**の取組を推進

第5次食育推進基本計画 概要

【第2 食育の推進の目標に関する事項】

取組主体別に①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）と②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）に分類

【第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）】

1. 家庭における食育の推進：

- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

2. 学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域人材の活用等の促進 等

3. 地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供 等

4. 食育推進運動の展開：

- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進
- ・食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進 等

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進 等

6. 食文化の継承のための活動への支援等：

- ・国民運動として和食に接する機会を拡大する活動の展開 等

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：

- ・食品の安全性、栄養等に関する情報提供や食品表示の理解促進
- ・食育や日本の食文化の海外展開 等

【第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項】

地方公共団体の食育の取組状況の見える化、PDCAサイクルによる施策の見直し・改善 等

第5次食育推進基本計画における目標・指標・目標値

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）		＜指標＞		現状値 (令和7（2025）年度）	目標値 (令和12（2030）年度）
食育に関心を持つ	家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	・食育に関心を持っている国民の割合		79.1%	90%以上
		・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数		週8.6回	週10回以上
朝食の欠食を減らす	朝食の欠食を減らす	・朝食を欠食する子供の割合		6.4%	5%以下
		・朝食を欠食する若い世代の割合		28.2%	25%以下
栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	栄養バランスに配慮した食生活等を実践する	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合		36.1%/23.8%	45%以上/30%以上
		・食塩/野菜/果物摂取量の平均値		9.6g/258.7g/78.1g (令和6（2024）年度）	7g/350g/200g (令和14（2032）年度）
ゆっくりよく噛んで食べる	ゆっくりよく噛んで食べる	・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や 減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合		63.2%	70%以上
		・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合		46.2%	55%以上
農林漁業体験を経験する	農林漁業体験を経験する	・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合		57.1%/45.5%	60%以上/50%以上
		・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		66.0%	70%以上
生産現場等を意識して食品等を選ぶ	生産現場等を意識して食品等を選ぶ	・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		57.1%	60%以上
		・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合		77.2%	80%以上
食品ロス削減のための行動をする	食品ロス削減のための行動をする	・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合		68.6%	75%以上

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）		＜指標＞		現状値 (令和7（2025）年度）	目標値 (令和12（2030）年度）
学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす	・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数		月14.1回	月15回以上
		・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合(金額ベース)を 現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合		-	90%以上/90%以上
地域等での共食の機会を増やす	地域等での共食の機会を増やす	・地域等で共食したいと思う人が共食する割合		70.1%	75%以上
		・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、 伝えている国民の割合		48.8%	55%以上
地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす	・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合		54.7%	60%以上
		・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数		30.3万人 (令和6（2024）年度）	31万人以上
食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす	・推進計画を作成・実施している市町村の割合		92.9%	100%

参考資料

- 1：食育基本法の一部を改正する法律 概要
- 2：重点事項と目標・指標の対応関係
- 3：目標と達成に向けた主な推進施策

一 前文の改正	
1 「食」をめぐる環境の変化	世帯構成等の変化、食料安全保障の確保、農林漁業の理解及び食生活の充実等を追加
2 国民運動としての食育の在り方の明確化	(1) 食育が「食」に関する体験活動等を通じて豊かな人間性を育むことを追加 (2) 食育の推進に関する取組を、不断の努力を積み重ね、あまねく全国においてあらゆる世代の人々に対して十分に展開することを追加
二 総則の改正	
1 食料安全保障の確保	食料安全保障の確保に資する食育の推進を目的等に追加、食料の合理的な価格の形成についての国民の理解を追加
2 関連分野との協働による食育の取組拡大	文化、観光、環境、スポーツ等の関連分野における施策との有機的な連携を追加
3 子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進	教育基本法その他の関係法律による施策と相まって取り組む旨を追加
4 大人も含めた食に関する理解醸成・行動変容の促進	食育の場として職場を例示、大人の食育と食に関する理解の醸成や食生活の改善、食料の持続的な供給に資する物の選択の努力等の行動につながる能力を追加
5 食育の推進のための連携	国の関係機関や地方公共団体の部局間の連携、官民連携を含む関係者相互の連携を追加

三 食育推進基本計画等に関する規定の改正	
1 PDCAサイクルによる食育の推進	食育の目標の達成状況の調査公表、施策評価の食育推進基本計画への反映を追加
2 地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援	都道府県や市町村の食育推進計画の作成や実施への助言その他の援助を追加
四 基本的施策の改正	
1 生産者と消費者との交流の促進等の強化	消費者の役割と農林漁業体験活動を追加
2 学校等における食育の強化	栄養教諭を例示、農林漁業教育の充実と教育活動を支援する人材の活用を追加
3 民間企業を巻き込んだ大人の食育運動の促進	職場や大学等における食育の推進、個人の取組の成果の「見える化」の支援を追加
4 関連分野との協働による食育推進運動の展開	関連分野との協働、ボランティア以外の関係者との連携
5 人材の育成及び確保	食育の推進に関する活動を担う人材の育成及び確保等の食育推進体制の充実を追加

(公布日施行)

参考2

重点事項と目標・指標の対応関係

食育を国民運動として推進するために、共通の目標を掲げ、関係者が連携・協働して取組を実施

<重点事項>

(1) 学校等での食や農に関する学びの充実

- ・朝食を欠食する子供の割合が増加傾向にあるなど子供たちの食の乱れが見られるほか、生産現場の実態を知らない子供が増加
→ 栄養教諭等による食生活の重要性等に関する指導や「農林漁業教育」を推進

(2) 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

- ・特に若い世代において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜・果物摂取量が少ないなど栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ
→ 官民の幅広い連携・協働の取組等の行動変容を促す「大人の食育」を推進。

(3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

- ・国民の食卓と生産現場の距離が遠くなる中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少
→ 農林漁業体験機会の提供、生産者と消費者が直接つながる取組等を強化

食育推進体制の整備

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

食育に関心を持つ（家庭・学校・地域・企業等）

家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

● 朝食の欠食を減らす

● 栄養バランスに配慮した食生活等を実践する
（主食・主菜・副菜を組み合わせた食事）
（食塩・野菜・果物摂取量の是正）

ゆっくりよく噛んで食べる

● 農林漁業体験を経験する

● 生産現場等を意識して食品等を選ぶ
（産地や生産者への意識、環境への配慮）

食品ロス削減のための行動をする
（適正量の購入・料理、食材量等の確認）

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する
（消費期限等の確認、食品の十分な加熱）

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

● 学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

地域等での共食の機会を増やす

● 地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

● 推進計画を作成・実施している市町村を増やす

<指標>

・食育に関心を持っている国民の割合

・朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

・朝食を欠食する子供の割合

・朝食を欠食する若い世代の割合

・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民/若い世代の割合

・食塩/野菜/果物摂取量の平均値

・生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等々に気をつけた食生活を実践する国民の割合

・ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合

・農林漁業体験を経験した国民（世帯/本人）の割合

・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合

・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合

・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合

<指標>

・栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数

・学校給食における地場産物/国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和7年度）から維持・向上した都道府県の割合

・地域等で共食したいと思う人が共食する割合

・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合

・郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合

・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数

・推進計画を作成・実施している市町村の割合

注）●は重点事項の取組に当たりより関係性が深いもの

参考3 目標と達成に向けた主な推進施策

国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

食育に関心を持つ

家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

●朝食の欠食を減らす

●栄養バランスに配慮した食生活等を実践する

ゆっくりよく噛んで食べる

●農林漁業体験を経験する

●生産現場等を意識して食品等を選ぶ

食品ロス削減のための行動をする

食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

●学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

地域等での共食の機会を増やす

地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

●推進計画を作成・実施している市町村を増やす

食育推進運動の展開：

- ・食育月間や食育の日等を通じた普及啓発
- ・食育に関する理解醸成や行動変容の促進 等

家庭における食育の推進：

- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動等の全国的な普及啓発
- ・地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の推進
- ・成育医療等基本方針に基づく母子保健活動の取組の促進 等

学校、保育所等における食育の推進：

- ・栄養教諭の配置促進、栄養教諭の育成とその資質能力の向上
- ・学校給食における地場産物等の安定供給等に向けた連携体制の構築等の促進、食料安全保障等に関する指導の先進事例の創出
- ・学校における農林漁業体験等の効果や課題等の整理・周知、「農林漁業教育」に関する先進事例の創出、地域の人材活用等の促進 等

地域における食育の推進：

- ・官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進
- ・「食育実践優良法人顕彰」の実施
- ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ・大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びの機会の提供
- ・「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」に基づく取組の推進
- ・地域における様々な共食の場づくりの推進 等

生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：

- ・農林漁業体験の実施の支援や消費者の参加促進
- ・食料の持続的な供給・合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成等の促進
- ・環境に配慮した農林水産物等の選択に向けた取組の推進
- ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組の推進 等

食文化の継承のための活動への支援等

食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

食育推進運動の展開：

- ・食に関する民間資格を有する者等の食育活動への参加促進
- ・地方公共団体の食育の取組状況の見える化 等

令和8年度 こうちし食育やるぞねっと情報交換会 開催（案）

【目 的】

食育応援ネットワーク「こうちし食育やるぞねっと」（以下「やるぞねっと」）登録団体および食育関係者が一堂に会し、食育に関する取組等の情報交換を行い、食育に関する情報の共有や連携の機会づくりを行う。

【主催者】 高知市食育推進委員会

【開催時期】 令和8年9月（予定）
※時間は会場の都合により 午後1時間程度

【会 場】 高知市役所本庁舎2階 高知市役所食堂 セんだんの木

【参加者】 ・こうちし食育やるぞねっと登録団体（18団体）
・今後、食育推進について連携を図りたい団体

【内 容】 ①昨年度新規登録団体の紹介
②登録団体における取組紹介
③情報交換（登録団体・食育推進委員）

【こうちし食育やるぞねっと登録団体一覧】

1	高知市食生活改善推進協議会
2	株式会社 高南メディカル
3	公益社団法人 高知県栄養士会
4	高知市食品衛生協会
5	株式会社 サンシャインチェーン本部
6	株式会社 サニーマート
7	公益財団法人 高知県魚さい加工公社
8	株式会社 サンプラザ
9	拉麺一方
10	一般社団法人 全日本司厨士協会瀬戸内支部
11	高知市役所食堂 セんだんの木
12	高知学園大学健康科学部管理栄養学科
13	医療法人静高会 うぐるす歯科医院
14	高知市農業協同組合
15	高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科
16	高知市街路市青年団
17	高知商業高校ジビエ部
18	徳屋商事株式会社

『こうちし食育やるぞねっと』 情報交換会を開催しました



＜開催日＞ 令和7年9月25日（木）14：30～16：00

＜場 所＞ 高知市役所食堂 セんだんの木

＜参加者＞ 登録団体 18名（11団体）
高知市食育推進委員 6名

①新規登録団体の活動紹介

★高知市街路市青年団



▲エコバッグ

▲大阪万博出店時の様子

- ・2016年に発足し、街路市の活性化と伝統文化の継承を目的に、日曜市を盛り上げるための様々な活動をしている。
- ・33 クリーン活動（清掃活動）、天空市、出張街路市等の活動があり、SNS やイベントを通じて街路市の魅力を発信している。
- ・大阪万博ではスーパーローカル街路市として出店し、2日間で延べ5.4万人以上の来場者があった。
- ・レジ袋有料化を機にエコバッグプロジェクトとして、カラフルで利便性の高いエコバッグを販売している。
- ・環境美化・来訪体験価値の向上・伝統技能と文化の継承・地域人材の育成と活性化を活動構想に掲げて、今後も活動を展開していく。

②登録団体の取組紹介

★うぐるす歯科医院×せんだんの木

登録団体がコラボした取組について報告していただきました。



高知の食育8きょうだい
ゆずちゃん

「ランチセミナーについて」

今年2月に第1弾、9月に第2弾のランチセミナーを開催した。

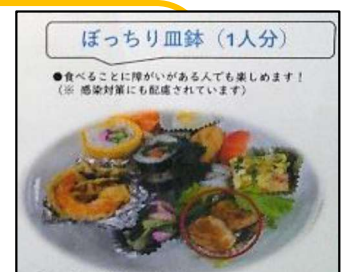
うぐるす歯科医院の沼田歯科医師による「噛む」ことに関する講演、せんだんの木の島田シェフによるスペシャルな楽しく「噛む」メニューの提供があり、参加者からはセミナー内容や食事ともに大好評であった。



★高知学園大学×せんだんの木

「ぼっちり皿鉢について」

高知学園大学健康科学部管理栄養学科の学生と大学教員による共同プログラムで、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが一緒に同じ食事を楽しめるインクルーシブフードの考え方を取り入れた「ぼっちり皿鉢」を考案した。その中の1品「豆腐入り鶏つくね」をせんだんの木のランチで提供した。また、リーフレットを作成し、学生が来店者へメニューの説明も行った。



★せんだんの木

飲食業として、他事業とコラボして食育の輪をもっと広げていきたいと思っている。伝統の食文化や廃れてはいけ

ないものを次の世代につなぐことを大切にしており、今後も継続的な活動を行いたいと考えている。今後も、漁業の応援として「どろめ」を使った料理の提供、学生（高知商業高校ジビエ部）との活動を引き続き行

③情報交換

★全日本司厨士協会瀬戸内支部

保育園への慰問を行っている。フードロスの観点から、食べ残しを減らすための話を手作り絵本で伝えている。

小学生が考案した地元食材を使ったメニューを「はるの湯」で販売した。今後、絵本制作を小学生に手伝ってもらうことも検討している。

★高知市食生活改善推進協議会

せんだんの木の前で啓発活動を実施した。郷土伝統料理教室（田舎寿司）について、複数の学校から依頼があり、今後実施予定である。



★高南メディカル

学生のインターンシップで、幼稚園での食育や魚の食育（稚鯛の飼育から給食提供）を行っている。

キッチンカーを活用したコラボ実施を検討している。（防災や口腔機能の話を含めた内容等）

★うぐるす歯科医院

防災時の口腔ケアについての講話を行っている。他分野と連携した取組へ発展できればと考えている。



高知の食育8きょうだい
米くん

食育イベントの紹介や取組予定について、活発な情報交換が行われました。

一部抜粋してご紹介します

★高知市食品衛生協会

飲食店の巡回指導や食品衛生優秀店の表彰や管理を行っている。

食品衛生月間（8月）には、食中毒に関する理解を深めるため、イオンモール高知でイベントを行い、生きたアニサキスの展示やルミテスターを活用した手洗い体験等を実施した。

★高知県立大学

地域での食育や高知県食材の良さの発信や、高知県への貢献を目的とした活動を行っている。

新エネルギー・環境政策課と食品ロス削減のためのレシピ作成も実施した。

★高知市農業協同組合

JA 女性部の組織手伝いや、みそ加工や田舎寿司等の食育の取組を実施している。

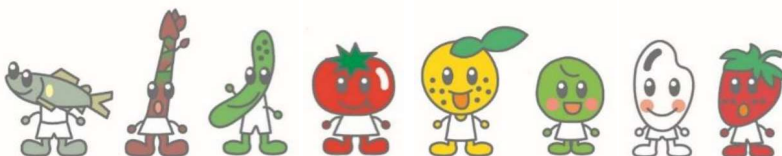
今年からオープンカンパニーをはじめ、様々な形で食育活動に取り組んでいる。

こうちし食育やるぞねっと登録団体

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ①高知市食生活改善推進協議会 | ⑨拉麺一方 |
| ②株式会社 高南メディカル | ⑩一般社団法人 全日本司厨士協会瀬戸内支部 |
| ③公益社団法人 高知県栄養士会 | ⑪高知市役所食堂 せんだんの木 |
| ④高知市食品衛生協会 | ⑫高知学園大学健康科学部管理栄養学科 |
| ⑤株式会社 サンシャインチェーン本部 | ⑬医療法人静高会 うぐるす歯科医院 |
| ⑥株式会社 サニーマーケット | ⑭高知市農業協同組合 |
| ⑦公益財団法人 高知県魚さい加工公社 | ⑮高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科 |
| ⑧株式会社 サンプラザ | ⑯高知市街路市青年団 (R7.9.25 現在) |

「こうちし食育やるぞねっと」とは…

多くの関係者・関係団体等が連携して総合的に食育を推進するため、平成27年度に高知市が立ち上げたネットワークのこと。



高知の食育8きょうだい

こうちし食育やるぞねっと



高知市では、「高知市食育推進計画」に賛同し、本市の食育を応援していただける団体・個人を募集しています。様々な分野で活躍される参加団体・個人の皆さんが情報交換し、相互に理解し合うことで、より効果的に食育を推進することを目指したネットワークです。

参加登録の流れ

① 申込み

参加申込書(裏面)に必要事項を記入し、下記の申込み先へご提出ください。

④ 参加申込書の配布先

- ・高知市保健所健康増進課
- ・高知市ホームページからダウンロードもできます。

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/37/yaruzonetto.html>

② 審査

高知市内で活動ができる方が登録できます。

活動目的が高知市食育推進計画の趣旨に合っていない場合、宗教活動や政治活動・営利目的の場合はお断りすることがあります。

③ 登録

登録票を作成し、高知市ホームページへ公開します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



参加登録をしたら

- * 高知市食育推進計画に基づき、食育活動へできる範囲でのご協力をお願いします。
- * 参加団体・個人について、活動内容などを高知市ホームページや広報などで紹介します。
- * 参加団体・個人が情報交換をする場「食育ネットワーク会議(情報交換会)」を開催しますのでご参加ください。
- * 他団体との協働による活動につながった場合など、新たな取組に関して、下記「高知市食育推進委員会事務局」まで情報提供をお願いします。
- * 食育活動にご利用いただける高知市の食育キャラクター「高知の食育8きょうだい」のイラストデータをお渡しできます。



【申込み・問い合わせ先】

高知市食育推進委員会 事務局 (高知市健康福祉部 保健所 健康増進課)

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター1階

TEL: 088-803-8005 FAX: 088-823-8020 E-mail: kc-l40400@city.kochi.lg.jp

こうちし食育やるぞねっと 参加申込書

ふりがな			ふりがな		
参加団体・個人名			(団体の場合) 担当者名		
	愛称での登録希望 有 (愛称:)				
連絡先	住所	〒			
	TEL	— —		FAX	— —
	E-Mail				
	ホームページ				
私たちはこんな団体です (団体の概要)					
	構成人数		人 (年 月現在)		

●こんな食育活動を行っています

活動の具体的内容 (今後の予定について も記入してください。)	
---------------------------------------	--

活動分野（高知市食育推進計画の目標に基づく）＊当てはまる項目すべて○をつけてください

えらぶ		はぐくむ		つなぐ	
食をえらぶ力を高める		高知の食をとりまく環境を大切にし、 健康な心身をはぐくむ		みんなで食育の輪をつなぐ 人の輪をつなぐ	
☐	健康的な食を選ぶ	☐	健康な心身をはぐくむ	☐	一人ひとりが取り組む
☐	安全安心な食を選ぶ	☐	高知の食（食材・食文化）を 大切にする	☐	ライフステージをつなぐ
☐	高知の食を選ぶ	☐	高知の自然環境を大切にする	☐	命をつなぐ
				☐	次世代へつなぐ
				☐	社会をつなぐ

●こんな協力ができます（材料代など費用を伴う場合はその旨を記入してください）

	具体的な内容
講師・ボランティア等の派遣	
資料の提供または貸出	
食材・資材の提供	
施設の提供	
体験の場の提供	
その他	

●その他連絡事項

[]